

久留米市新型コロナウイルス感染症関係機関連携会議

日時：令和 2 年 11 月 13 日（金）19 時

場所：久留米シティプラザ 4 階 中会議室

1 新型コロナウイルス感染症の状況について

2 診療・検査体制について

3 意見交換

【資料】

- 資料 1：久留米市における新型コロナウイルス感染症の現状と対応について
- 資料 2：久留米市新型コロナウイルス検査数推移
- 資料 3－①：新規感染者数の推移（感染経路別）
－②③：感染者数の年齢構成
- 資料 4：退院基準・宿泊療養解除基準の改定概要
- 資料 5－①：発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ
今後の診療・検査体制／陽性判明後の流れ

久留米市における新型コロナウイルス感染症の現状と対応について

1 新型コロナウイルス感染症の状況について

(1) 相談状況について

○1 例目の患者が発生した3月31日以降に急増し、その後5月1日までは平均130件程度で推移。

○患者が発生していない5月1日から7月16日までの間は、30件/日で推移。

○7月17日に2か月半振りに患者が発生し、その後2か月間は平均100件/日で推移していたが、9月以降は漸減し、平均25件/日で現在まで推移。

(2) PCR検査等の実施状況【資料2参照】

○11月3日現在で7,414件の検査を実施している。

○検査件数は、7月中旬以降増加し8月5日の144件がピーク。10月は1日平均55件で、現在も横ばい傾向。

(3) 感染者の状況【資料3 - ①～③参照】

○3月31日に1例目の患者が発生して以降、5月までの第1波はナイトクラブクラスター関連の感染者が多くを占めた。7月以降の第2波では、クラスター発生はなく生活のあらゆる場面での感染が確認された。

○第2波では、当初20歳代の若い世代がほとんどで、その後全年代に広がっていった。

【久留米市管理の陽性者の分析（11月10日現在）】公表数とは一致しない

	陽性者数	入院期間の 平均日数	退院・退所基準*を満たすまでの平均日数	陽性判明後の 処遇
3/31～ 5月まで	47人	11.66日	20.49日	入院 47人
7月～ 現在まで	96人	10.34日	9.96日	入院 79人 宿泊療養 13人 自宅療養 4人

※6月12日に基準の改定あり（資料4参照）

(4) 感染症予防対策専門家派遣事業について

○新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大を防止することを目的に、高齢者・障害福祉施設等に感染症の専門家を派遣し、現場に応じた実践的かつ具体的なアドバイスを提供。

○11月7日までに、計158事業所に実施。今後も通所施設も対象とし、継続して実施予定。

2 診療・検査体制について【資料5 - ①～②参照】

(1) 現状の体制

○9月23日より順次かかりつけ医などの身近な医療機関で検査が実施できる体制を整備。市内病院・診療所87ヶ所（11月8日時点）

○地域外来・検査センターは、10月14日から久留米大学医療センター、15日から安本病院が追加となり、計3箇所に設置。

(2) 今後の流行に備えて

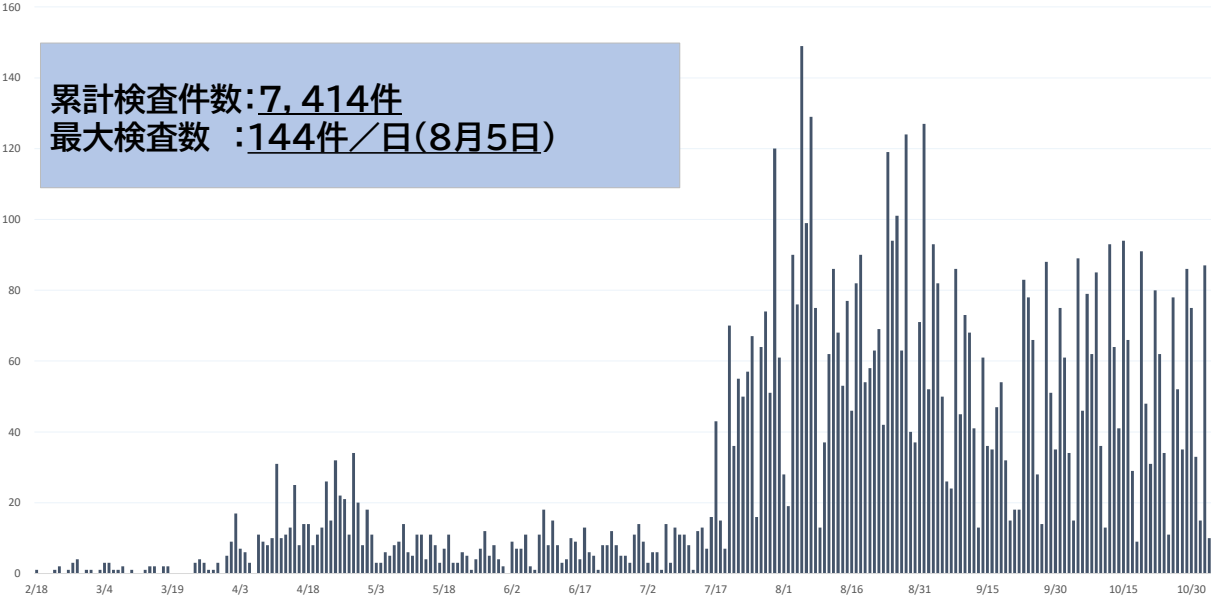
○冬場の感染拡大に備え、医療体制を再構築。かかりつけ医等が相談を受け、検査まで調整できるように。発熱等の患者はかかりつけ医などの医療機関へ電話相談するよう、広報予定。

○R2年10月24日から感染者の入院勧告は重症者や重症化のリスクのあるものに限定されることとなった。今後は、無症状者や軽症者については原則宿泊療養となる。

○感染症指定医療機関等は陽性者の入院医療に専念できる体制としていく。

久留米市新型コロナウイルス検査数推移（11月3日現在）

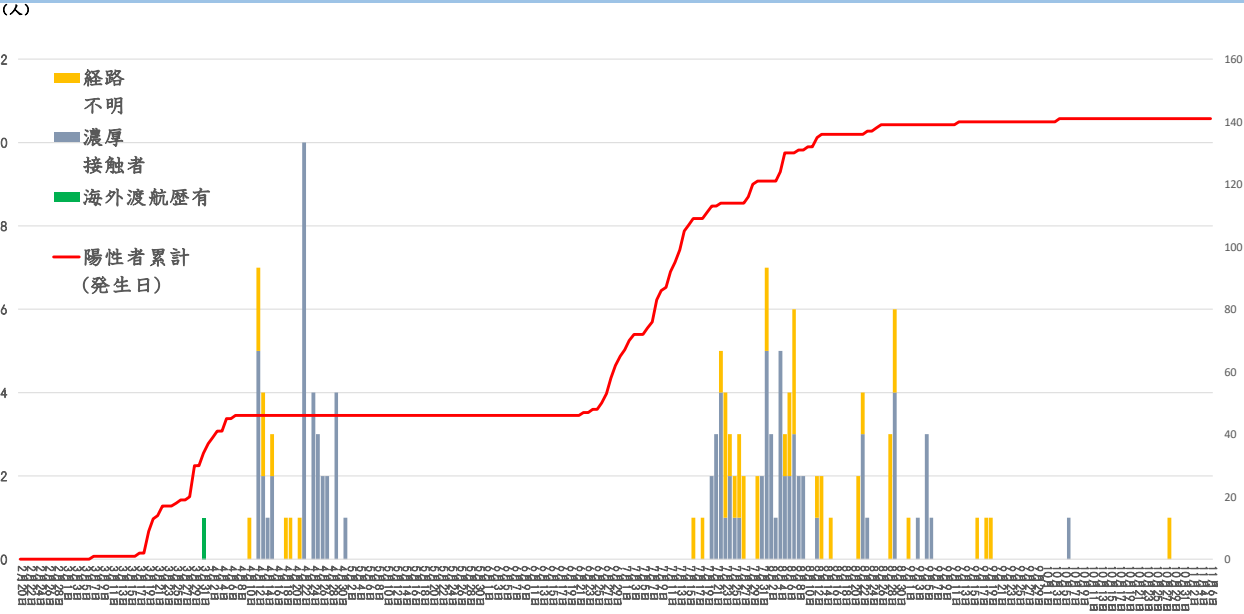
資料2



新規感染者数の推移（感染経路別）

10月31日現在

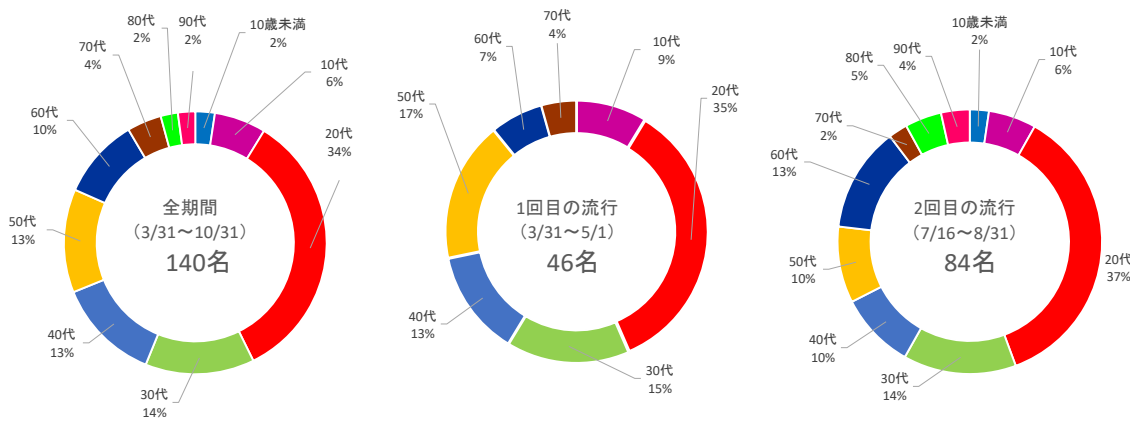
資料3-①



感染者数の年齢構成

資料3-②

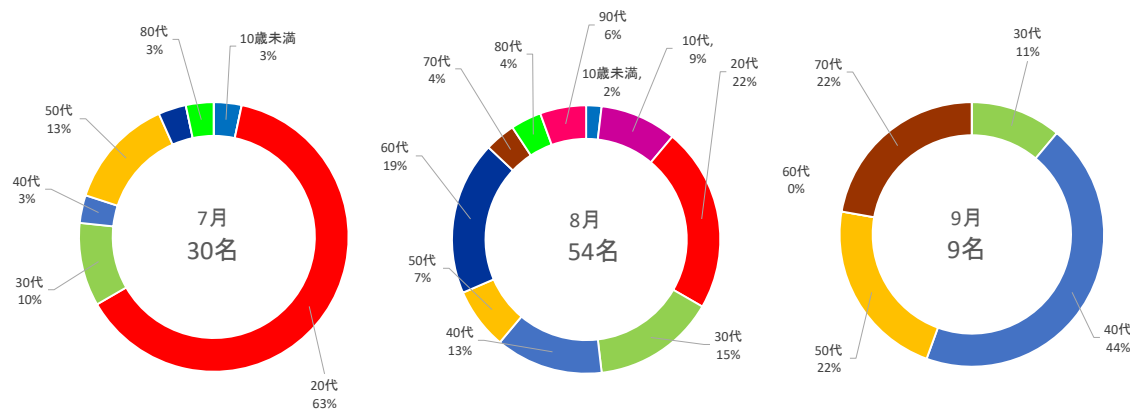
(10/31までの年齢構成および1回目と2回目の流行の年齢構成の比較)



感染者数の年齢構成

資料3-③

(2回目の流行以降に係る月別の年齢構成の比較)



・有症状者に関する退院基準について、WHO（世界保健機関）の基準が短縮（14日→10日）されたことを踏まえ、有症状者の退院基準について期間の短縮（14日→10日）を行う。

・また、無症状病原体保有者の退院基準についても、無症状病原体保有者に関する新たな知見が明らかになったことを踏まえ、CDC（米国疾病予防管理センター）の基準も参考にし、時間の経過に基づく基準に加え、新たに、PCR検査による退院基準を設定することとする。

退院基準の改定

1. 有症状者^{（注1）}の場合

- ① 発症日^{（注2）}から10日間経過し、かつ、症状軽快^{（注3）}後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査^{（注4）}で陰性を確認できれば、退院可能とする。

2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日^{（注5）}から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能とする。

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

※ 退院基準・解除基準の改定時にすでに有症状者・無症状病原体保有者に該当している場合には、発症日等にさかのぼって新たな退院基準・解除基準を適用する。

【改定前の退院基準】

1. 有症状者の場合：①発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
②発症日から10日間経過する前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば退院可能とする。
2. 無症状者の場合：発症日から14日間経過した場合に、退院可能とする。

宿泊療養等の解除基準の改定

退院基準の改定案と同様とする。

【改定前の宿泊療養等の解除基準】

発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、解除可能とする。

注1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注2 症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

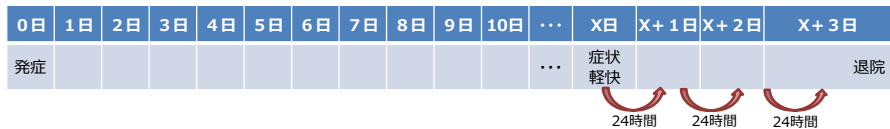
注3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注4 その他の核酸増幅法を含む。注5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

（参考）期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能

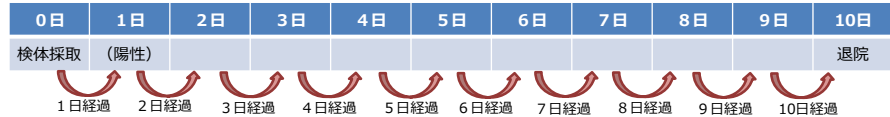


- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できれば、退院可能



【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能

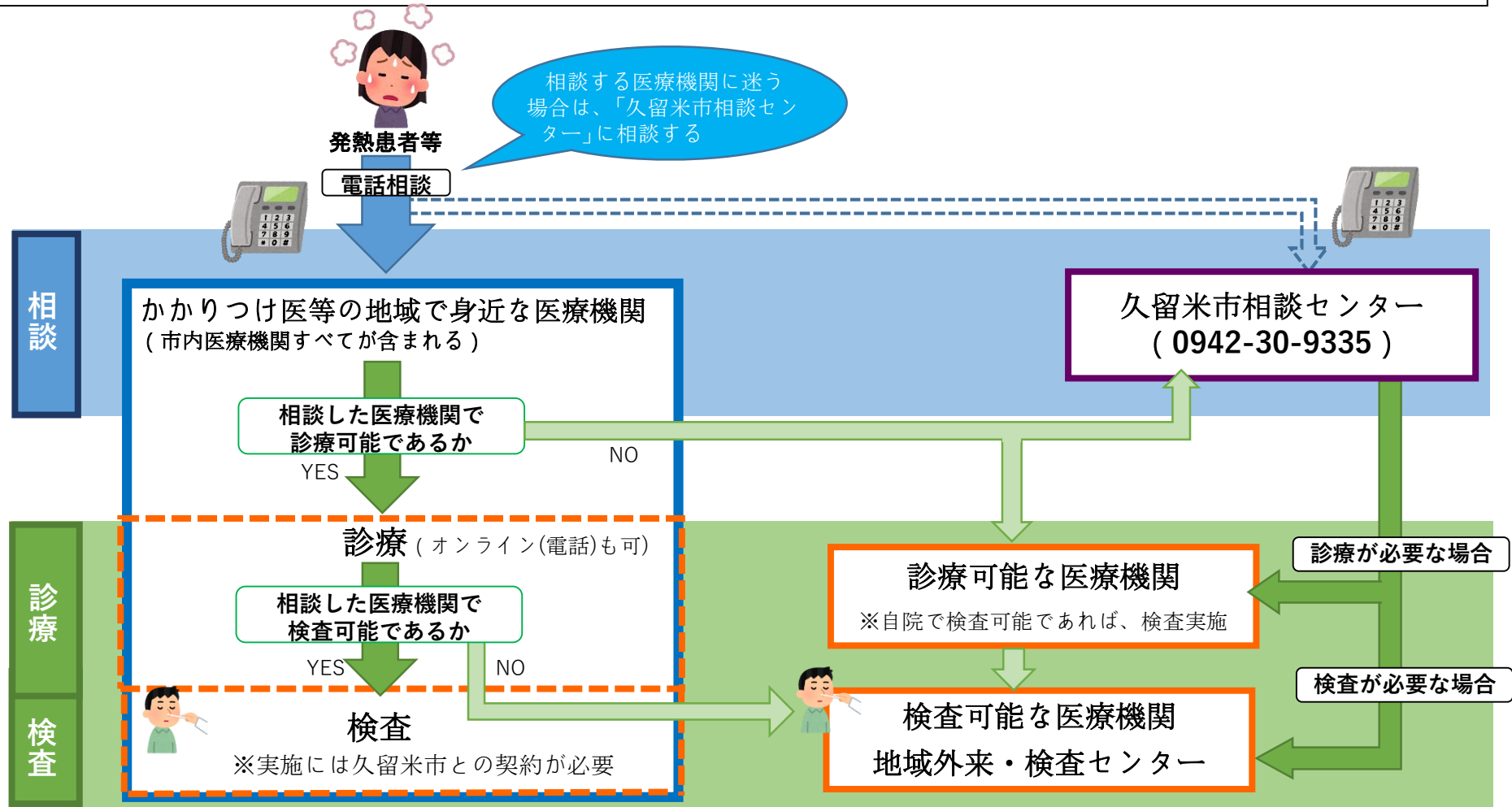


- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能



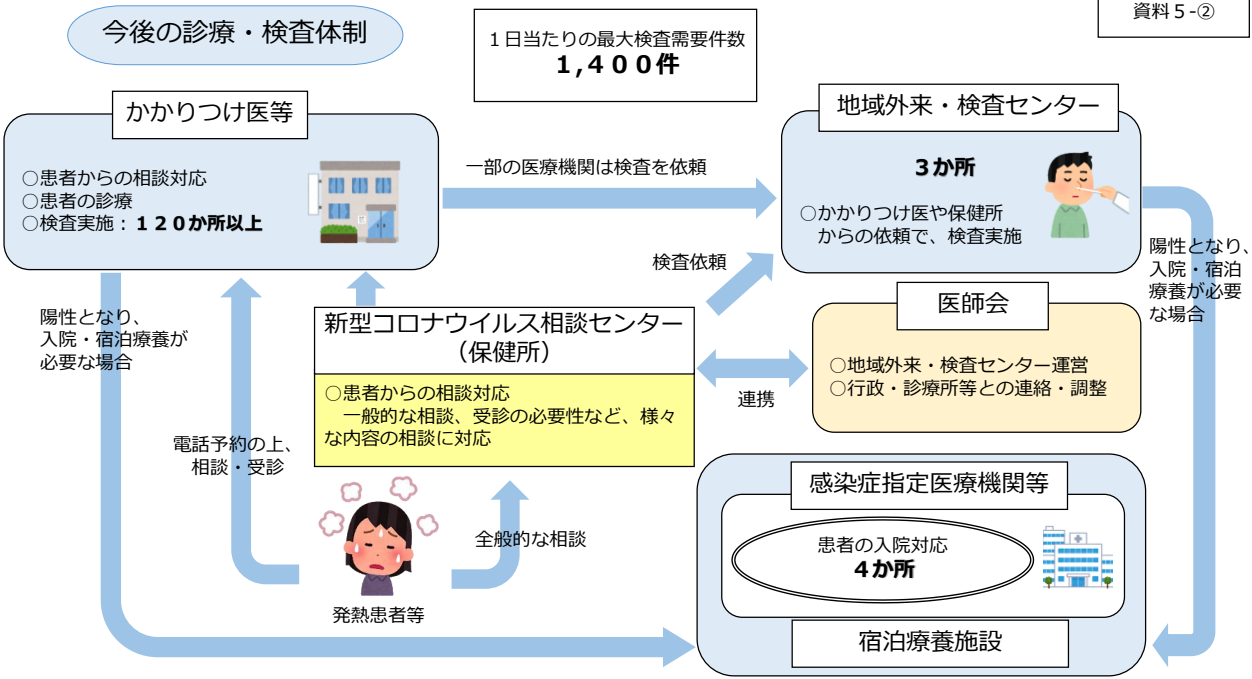
発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ

- 発熱等の症状のある方は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談すること。
- かかりつけ医がない場合や、相談する医療機関に迷う場合は、久留米市新型コロナウイルス相談センター（以下「久留米市相談センター」という）へ相談すること。
- 新型コロナウイルスの検査が必要かどうかは、医師の判断による。

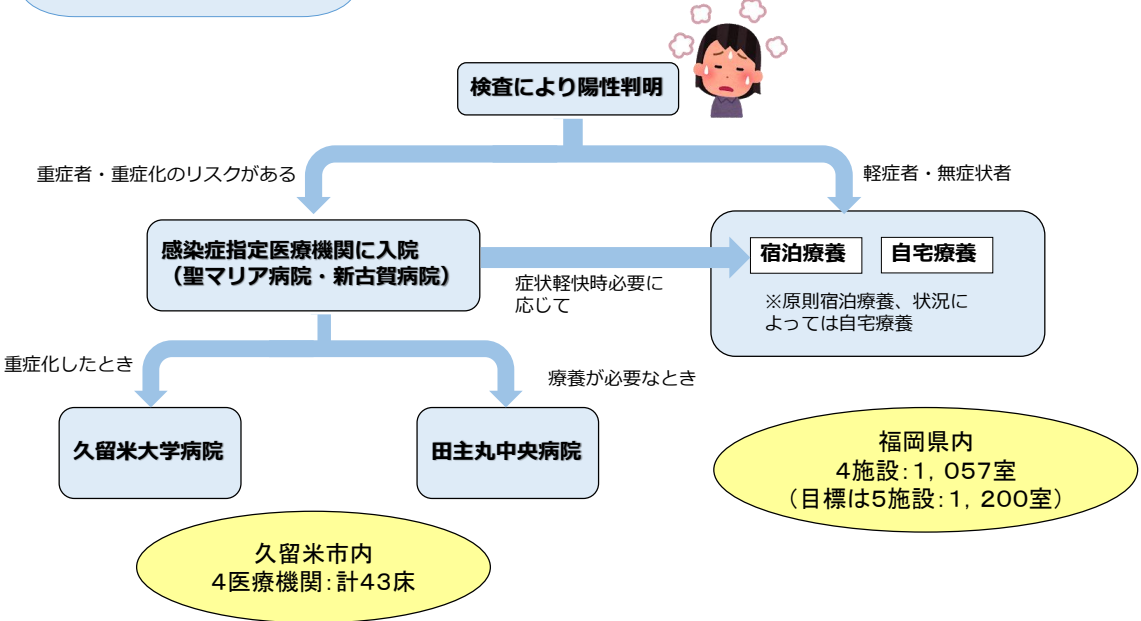


※発熱時は、かかりつけ医等又は市相談センターへ電話相談するよう、広報誌等で周知いたします。

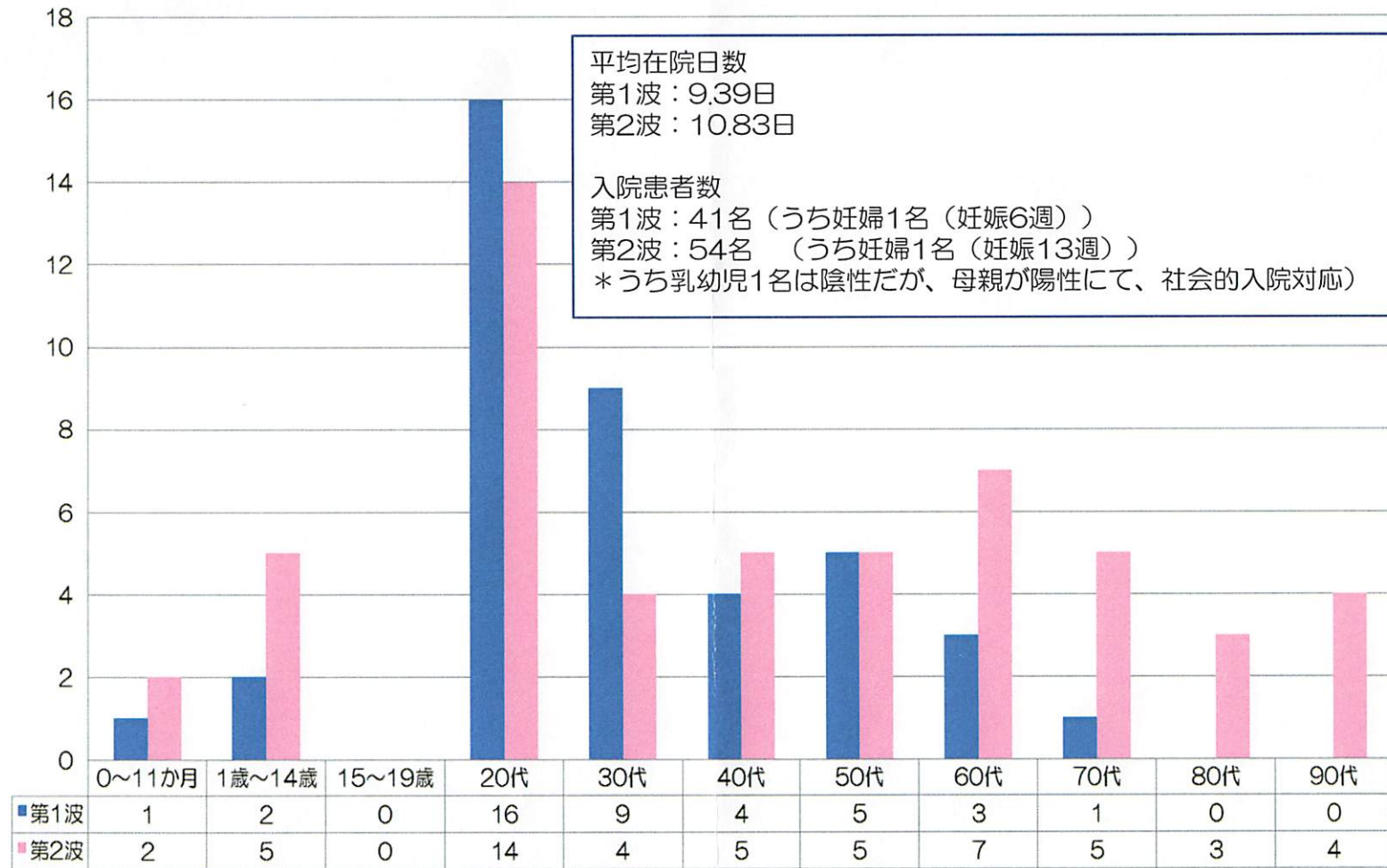
※久留米市相談センターへ「かかりつけ医がない」などと相談があった場合のみ、保健所からの案内可とされた医療機関を案内します。



陽性判明後の流れ



第1波、第2波 年齢別 入院患者数



- 要介護度が高い高齢者の入院、退院（転院）対応問題
- 入院後10日目以降の転院問題
- 小児の社会的入院？（両親が陽性で小児本人は陰性）問題
- 休日・夜間の外来対応問題（年末・年始など）
- 新型コロナウイルス陽性妊婦の出産問題